１ 2015.6

**［２７　一般・単体・最低制限価格用］**

**入 　札 　説 　明 　 書**

**（入札後資格確認型一般競争入札用）**

１ 入札後資格確認型一般競争入札について

入札後資格確認型一般競争入札（対象は、予定価格２５０万円超予定価格２０億２千万円未満）は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わずに、入札書を提出し、開札を行った後、最低入札価格提示者(予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって提示した者のうち最低価格を提示した者をいう。以下同じ。)から一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出を受けて入札参加資格が有することを確認した上で、落札決定し契約を締結するものである。

なお、最低制限価格を設定するもので次に掲げる場合は、次順位の入札価格提示者について入札参加資格の有無を確認することとし、以下同様とする。

・ 最低入札価格提示者が入札参加資格を有していないと確認した場合

・ 最低入札価格提示者の入札が無効の場合

２ 入札参加条件等に係る共通事項

(1) 入札参加資格

入札公表に掲げる他、次の要件に該当する者

・ 公表日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は広島市の指名停止措置を受けていないこと。

・ 広島市税を滞納していないこと。

・ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

・ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）へ加入し、保険料の未納がないこと。

※１ 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法による「届出」の義務を履行し、かつ、保険料に未納がないことを提出書類により確認する。（６の(8)を参照。）

※２ 各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」を提出する。（６の(8)を参照。）

※３ 工種「遊具」のみで登録している業者で建設業許可を受けていない業者は対象外とする。

・ 次のいずれにも該当していないこと。

① 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

② 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者

③ 建築基準法、宅地造成等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、広島市から当該法令違反に対する改善・命令等を受け、当該法令違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていない者

・ 広島市建設工事競争入札取扱要綱第２８条第３号イからオまで及び第５号アに規定する次のいずれにも該当していないこと。

① 明らかに法令等に抵触する恐れのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、広島市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者(３号イ)

② 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、広島市の契約の相手方として不適当であると認められる者(３号ウ)

③ １か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者又は正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者(３号エ)

④ 広島市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(３号オ)

⑤ 当該工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく前年完成工事平均成績（１月から３月までの間は前々年完成工事平均成績とし、グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。）が６０点未満である者(５号ア)

・ 落札予定者（最低入札価格提示者）となった場合において、開札日又は契約担当課の指示する日に申請書等を提出することができること。

・ 落札決定した後、契約を締結することができる者であること。

・ 工事を受注したならば、工事を施工するための下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第１条の２第３号に規定する下請契約等をいう。）の全てにおいて、広島市建設工事競争入札取扱要綱第４３条第１項各号に掲げる者がその当事者となることがないよう、必要な措置を講ずることができること。

・ 工事を受注したならば、工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第１項から第５項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができること。

(2) その他

・ 入札公表に掲げる入札参加条件等及び本入札説明書に掲げる事項を満たさない者は、当該入札を無効とする。

３ 設計図等及び質疑に対する回答書の閲覧・交付等

⑴ 閲覧・交付の方法

本協会のホームページ(http://www.midoriikimono.jp/)の「お知らせ　入札・契約情報」→「入札予報・入札結果　平成２７年度分」→本入札案件の「詳細はこちら」→『添付資料』からダウンロードできる。

また、設計図書及び質疑に対する回答書については、契約担当課及び工事担当課においても閲覧することができる。

⑵ 閲覧・交付の期間及び時間

ア 期間 公表に記載の期間

イ 時間 午前８時３０分から午後５時（ただし、最終日は午後４時）まで（閉庁日を除く。）

⑶ 設計図等に対する質疑

設計図等に対する質疑は、入札公表に記載された期限までに、会社名及び代表者名を記載し、代表者印を押印した上で、文書（Ａ４サイズ・書式自由）により、工事担当課へ提出すること。

なお、質疑書の提出は持参又は郵送（期限内必着）によること。電送による提出は認めない。

４ 入札の方法（紙入札）

入札書及び(1)工事費内訳書については、入札日時に入札場所に持参して提出すること。

(1) 工事費内訳書

ア 　工事費内訳書は、他の入札参加者に知られないように自ら積算し、入札書に記載した入札金額に対応したものを入札書に添付すること。ただし、再度の入札を行った場合は、最低入札価格提示者が一般競争入札参加資格確認申請書とともに所定の期限までに入札公表に記載された工事担当課に 提出すること。

また、最低入札価格提示者の工事費内訳書が広島市の「工事費内訳書作成要領」の別記の無効事由に該当するときは、その入札を無効とする。（特に、会社名、工事名の記載漏れが見受けられるので注意すること。）

イ 　工事費内訳書の作成方法は広島市の「工事費内訳書作成要領」による（広島市のホームページに掲載）。

(2) その他

提出された入札書及び工事費内訳書の撤回又は差替えは一切認めない。

※ これらの条件に違反する入札は無効とすることがあるので注意すること。また、工事費内訳書の提出のない入札は無効とする。

**５ 入札（開札）日時及び場所**

(1) 入札及び開札の日時及び場所

入札公表に記載したとおり。

６ 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成

次の(1)から(11)までに掲げる書類について、申請者自らが入札参加資格を有していることを証することができるよう作成し、これらを左綴じした上で、１部作成すること。

作成した申請書等は持参すること（「７ 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出」参照）。

申請書等は、協会のホームページから入手できる。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）

ア 　「業者コード」、「認定工種」及び「等級」欄には、広島市から既に通知済みの、入札公表に記載した入札参加条件の「資格」において記載した年度の広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に従い記入すること。

「許可区分」、「本店所在地」欄は該当するものに○印をすること。

イ 　入札公表において、本件工事に係る設計業務の受託者(以下「設計業者」という。) の記載がある場合は、設計業者との資本的関係又は人的関係について「誓約事項３」に記載すること。

なお、入札公表において、設計業者の記載がない場合は、「誓約事項３」を削除すること。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入状況を確認するためには、開札日前１年７か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。

なお、入札参加条件の「等級区分等」において、総合評定値の点数を条件としている場合や「年間平均完成工事高」において、年間平均完成工事高の条件がある場合は、同じく開札日前１年７か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにより確認する。

(3) 施工実績調書（様式２）

ア 入札公表の入札参加条件の「会社の施工実績」欄に施工実績調書の提出は不要である旨の記載がある場合は、施工実績調書の提出はしないこと。

イ 入札公表に記載した入札参加条件の会社の施工実績に該当する工事のうち、代表的な工事を記（最高２件まで）すること。

入札公表で特に明記していない限り、１件の工事で条件を満たしていなければならない（総価契約の場合には、単価契約の施工実績は認めない。）。

ウ 建設工事の種類は、施工実績に記載する建設工事の種類を建設業法第２条別表の建設工事の種類で記載(該当する工種があるものは✔印)すること。

エ 記載された施工実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されているデータ（以下「竣工時カルテ」という。）の写しを添付すること。

ただし、竣工時カルテの写しを添付することができない（ＣＯＲＩＮＳ登録対象工事以外）場合には、実績証明書又は契約書の写しを添付すること（いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図等も併せて添付すること。民間工事の場合も同じ。）。

※ 民間工事の場合の証明方法は、次の①又は②による。

① 施工実績証明書

ａ 工事監理を行った者が発行した実績証明書（工事監理者が当該証明物件との関係が明らかであるものも併せて提出すること。）

ｂ 上記ａが提出できないときは、注文者（施主）が発行した実績証明書

② 契約書（注文書又は請書を含む。）の写し

注文者（施主）による原本確認及び竣工確認があるもの

文例）「この契約書（請書）の写しは、原本と相違ありません。また、契約書（注文書）の内容どおり施工されたことに相違ありません。」という旨の注文者（施主）による記名押印があるもの。

①、②のいずれの場合も施工実績において、入札参加条件を満たしている元請として施工したことが明記されているものに限る。

また、証明の内容に虚偽があった場合は、請負人である入札参加資格確認申請者がその責めを負う旨の誓約文を付記し、記名押印すること。

文例）「上記の証明事項について、万一、事実と相違するものがあった場合の責めは全て私が負うものとし、入札参加資格の喪失や指名停止の措置等を取られても一切異議の申立てをいたしません。」

（記名押印）

また、会社の施工実績が共同企業体によるものである場合には、申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる資料を添付すること（竣工時カルテの写し、実績証明書又は契約書の写しにより、共同企業体の構成員であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。）。

※ 平成１８年６月１日以降に完了した広島市の工事で、成績評定が６０点未満のものは、会社の施工実績として認めないので注意すること。

(4) 配置予定技術者等調書（様式３，様式３-１）

ア 請負金額が２，５００万円 (建築一式工事にあっては、５，０００万円）未満となる場合には、様式３の配置予定技術者等調書を提出すること。

また、請負金額が２，５００万円 (建築一式工事にあっては、５，０００万円）以上となる場合には、様式３-１の配置予定技術者等調書を提出すること。

なお、請負金額が２，０００万円以上の舗装工事の場合は、一般社団法人日本道路建設業協会に登録した１級舗装施工管理技術者又は２級舗装施工管理技術者について記載し、配置予定技術者調書等を提出すること（舗装施工管理技術者について記載する配置予定技術者等調書は、右上に『舗装』と朱書きして内容を記載し、資格者証（資格試験合格通知は不可）の写しを添付すること。）。

１級舗装施工管理技術者又は２級舗装施工管理技術者は下記のオ、カ、キ及びケに記載した専任を要する主任（監理）技術者の要件を満たす者で本工事に専任で配置できること。ただし、１級舗装施工管理技術者又は２級舗装施工管理技術者と主任（監理）技術者及び現場代理人は兼ねることができる。

イ 入札公表に記載した入札参加条件の技術者等に該当する主任技術者又は監理技術者を記載すること。また、予定下請契約金額」欄へ見積時点又は申請書提出時点での下請予定総額を記載すること(様式３-１)。下請予定総額が３，０００万円(建築一式工事にあっては、４，５００万円)以上となる予定である場合は、監理技術者とすること。主任技術者とする場合は、当該金額以上の下請契約はできないので注意すること。

なお、申請書等の提出時に配置予定技術者等が特定できない場合には、複数の配置予定技術者等を認めるが、この場合、配置予定技術者等ごとに別葉とすること。

ウ 技術者の施工経験は、６(3)イに準じて記載し、６(3)エに準じて確認資料を添付すること。(様式３-１)

① 技術者に求める施工経験は、施工時の立場（役割、所属会社等）を問わない（現時点で、監理技術者や主任技術者になり得る資格を有していれば構わない。）。

② 技術者に求める施工経験の工事完了年月日は問わない(平成１２年４月１日前でも構わない。)。

③ 技術者の施工経験は、役割別に次のとおり認める。

・ 現場代理人、監理技術者又は主任技術者が全工事期間従事していれば、当該工事期間内の全工種。

・ 現場代理人、監理技術者又は主任技術者が一部工事期間従事していれば、当該工事の従事期間内の工種。ただし、対象工種の工程期間の１/２超又は３か月以上従事していること。

・ 専門技術者又は担当技術者が一部期間従事していれば、当該工事の従事期間内の担当工種。ただし、対象工種の工程期間の１/２超又は３か月以上従事していること。

④ 施工経験が確認できる竣工時カルテ（ＣＯＲＩＮＳ）の写しを提出すること。同写しが提出できない場合は、実績証明書又は契約書の写しを提出すること(なお、いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工経験の具体的な内容を確認するため必要な場合、設計図等及び提出書類等（発注者へ提出した技術者届、工程表等）の写しを提出すること。民間工事の場合も同じ。)

※ 民間工事の場合の証明方法は、次のａ又はｂによる。

ａ 実績証明書

ｂ 受注者が発注者（施主）に提出した技術者選任通知書等の写し

エ 記載された配置予定技術者等の資格等の確認資料として、設計図等のうち「現場代理人、主任(監理)技術者の雇用関係及び本人確認について(配布用)」の２雇用関係の確認方法に記載した証明書類を添付すること。また、技術検定合格者証明書又は監理技術者資格者証の写し（表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認すること。）も併せて添付すること。有効期限が過ぎているものは受理できないので、注意すること。

なお、平成１６年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者にあっては、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。技術検定合格証明書の場合にあっては、雇用関係を確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）を添付すること。実務経験による技術者にあっては、実務経歴書（様式3－2）及び雇用関係を確認できるものの写しを提出すること。

オ 落札した場合は、配置予定技術者等を必ず本件工事に着手から完成まで（工期が変更された場合は変更後の工期末まで）配置すること。ただし、病気、退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない（場合によっては、事情聴取を行う。）。

なお、契約日までの間において、公告に定める条件に合致する者であるときに限り配置予定技術者等の変更をすることができる。ただし、落札決定後契約日までの間に変更する場合、変更後の配置予定技術者等について雇用関係が要件を満たさない場合等により配置予定技術者等を設置できないときは、契約締結をすることができないため、15その他の(7)に該当することとなるので注意すること。

カ 専任を要する主任（監理）技術者（請負金額が２，５００万円 (建築一式工事にあっては、５，０００万円）以上の工事の場合）及び現場代理人は、契約日において、他の工事に監理（主任）技術者、現場代理人等として配置されていないこと（工事の完成・引渡しが終了していること。）。ただし、他の工事の兼務を認める場合は下記のコのとおり。

キ 専任を要する主任（監理）技術者の恒常的雇用関係は、開札日以前に３か月以上の雇用期間があること。（兼務を認める場合も同様）

ク 専任を要しない主任技術者及び現場代理人の雇用関係は、開札日の前日以前に雇用関係があること。

ケ 出向者や派遣社員は技術者になれない。また、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者は専任を要する主任（監理）技術者にはなれない。また、出向者、派遣社員、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者は現場代理人になれない。（兼務を認める場合も同様）

コ 主任技術者及び現場代理人の兼務の制度は次表のとおりであり、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。

なお、兼務件数は主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合を含む。）を１件とした時の、最終的に配置される工事件数の合計である。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主任技術者 | | 現場代理人 | |
| 工事金額(税込) | 兼務件数 | 工事金額(税込) | 兼務件数 |
| [設計金額]  １億円以上 | 兼務不可 | [設計金額]  １億円以上 | 兼務不可 |
| [設計金額]  １億円未満 | ２件以下  以下①の要件をすべて満たす工事  ※広島市が兼務を認めないと判断し  た工事を除く | [設計金額]  １億円未満 | ２件以下  以下②の要件をすべて満たす工事  ※広島市が兼務を認めないと判断し  た工事を除く |
| [請負金額]  2,500 万円未満  (5,000 万円未満) | ３件以下  ※いずれも左に示す金額の場合 |
| [請負金額]  500 万円未満  (1,500 万円未満) | ５件以下  ※いずれも左に示す金額の場合 |

【留意事項】

(1) 対象の工事金額の（ ）内の金額は、建築一式工事の場合を示す。

(2) 当該兼務の制度は、単価契約の工事を除く。

(3) 監理技術者については、専任義務があるため、他の工事の兼務は認められない。

【兼務できる要件】

① 主任技術者

(ｱ) 密接な関係がある公共工事(※1)で、相互の間隔（直線距離）が１０㎞以内であり、工事場所が広島市内であること。

(ｲ) 兼務の届出にあたり、下請けの予定（下請代金等）を明らかにすること。

(ｳ) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。

(ｴ) 既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面（様式５）の写しを開札日の翌々日（閉庁日を除く。）の午後５時までに入札公表に記載した工事担当課に提出できること。

② 現場代理人

(ｱ) 密接な関係がある公共工事(※1)で、相互の間隔（直線距離）が１０㎞以内であり、工事場所が広島市内であること。

(ｲ) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。

(ｳ) 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

(ｴ) 既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面（様式５）の写しを開札日の翌々日（閉庁日を除く。）の午後５時までに入札公表に記載した工事担当課に提出できること。

※1 密接な関係がある工事とは、工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に　　　　　調整を要する工事をいう。

(5) 資本的関係・人的関係調書（様式４）

ア 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること（記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として認定されている者）。

１ 資本的関係に関する事項

① 親会社と子会社

② 親会社が同一である子会社

③ 代表権を有する者が同一である会社

２ 人的関係に関する事項

① 役員が兼任している会社（一方の会社の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）

② 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社

３ 複合的関係に関する事項

① 上記１及び２が複合した関係にある会社

４ その他（１又は２と同視しうる関係があると認められる場合）

① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社

② 社員が他の会社の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。

また、虚偽の申告を行ったものは指名停止措置を取ることがあるので、注意すること。

イ 入札公表に記載した設計業務の受託者又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある建設業者は入札に参加できない。

ウ この書類を提出したことにより、アのいずれかに該当することが判明した場合、関係の ある者が同一の入札に参加したときは、これらの者の入札を全て無効とする。

(6) 広島市税の納税証明書（写し）

「平成○○年○月○○日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写しを添付すること。

(証明年月日が資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものに限る。)

納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」（広島市のホームページに掲載）を参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については次の例を参照のこと。

・資格確認申請書提出日が平成２７年５月７日の場合 ⇒平成２７年２月７日以降の証明年月日のもの

(7) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その３」「その３の２」「その３の３」のいずれか)の写しを添付すること。(電子納税証明書は不可)

(証明年月日が資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものに限る。)

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htmを参照すること。

※ 納税証明書の有効期限については(6)の例を参照のこと。

(8) 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等

①加入

・各保険の加入状況を確認するためには、開札日前１年７か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書等に必ず添付して提出すること。

・各保険の加入義務の有無に対する確認方法については、広島市のホームページ

（http://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

・なお、各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」（社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等に参考様式として別添６あり）を提出すること。

②未納がないことの確認

・過去２年間の保険料を対象（加入期間が２年に満たない場合は加入日から対象）とし、その期間未納がないことの証明書の写し（証明年月日が資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものに限る。）を提出すること。

・証明書によらない場合等その他の確認方法については、広島市のホームページ

（http://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

・なお、各保険料の納入に関する手続の詳細は、所轄する年金事務所や労働局等に問い合わせること。

※ 証明書の有効期限については(6)の例を参照のこと。

(9) その他必要となる添付書類

ア 入札公表に記載した入札参加条件の「等級区分等」又は「工事成績等」において、前年の完成工事平均成績及び前々年の完成工事平均成績を条件としている場合、広島市（都市整備局技術管理課（本庁舎６階））発行の「完成工事平均成績の開示」の写しを添付すること。

イ 入札公表に記載した入札参加条件の「工事成績等」において、災害関連工事の実績を条件としている場合、広島市発注の受注実績を確認できるものの写しを添付すること。

ウ 入札公表に記載した入札参加条件の「資格」において、開札日までに、広島市の災害協力事業者として登録されていることを条件としている場合、広島市消防局受付印のある「広島市災害協力事業者登録申込書」の写し又は広島市消防局防災課が発行する「広島市災害応急対策に係る協力事業者登録証明」の写しを添付すること。

エ 入札公表に記載した入札参加条件の「技術者等」において、作業員を常時５人以上雇用していることを条件としている場合、「常時雇用作業員調書」を添付すること。

オ その他入札公表等で必要とされた書類を添付すること。

７ 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 申請書等提出者の確認

開札終了後、最低入札価格者を申請書等の提出者とする。

なお、最低入札価格提示者が２者以上ある場合は、入札参加資格の確認をする順番を決めるくじ引の結果、順番が１番となった者を申請書等の提出者とする。

(2) 申請書等の提出

最低入札価格提示者となった場合又はくじ引の結果、申請書等の提出者となった場合は、申請書等を所定の期限までに提出すること。

提出された申請書等の撤回又は差替えは認めない。なお、当協会から申請書等の一部について、追加提出を求める場合がある。

所定の期限までに申請書等を提出しない者は当該入札を無効とする。

提出期限は、開札日の午後５時まで(くじ引の場合はくじ引を行った日の午後５時まで。ただし、主任技術者及び現場代理人が他の工事を兼務する場合、兼務する工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面（様式５）の写しの提出期限は、開札日の翌々日（閉庁日を除く。)の午後５時まで）。

提出場所は、入札公表に記載した工事担当課へ持参すること。

ただし、契約担当課から別途指示のある場合は、その指示による。

なお、最低入札価格提示者の資格が確認できない場合等は、後日、最低入札価格提示者以外の者について、申請書等の提出を求めるので、別途指示するとおり申請書等を提出すること（所定の期限までに申請書等を提出しない者は当該入札を無効とする。）。

※ 工事担当課では、提出のあった申請書等について、記載漏れ等について簡単に確認し、受理するが、入札参加条件を満たしているかどうかは、後日書類を精査し、所定の手続を経た後、入札参加資格確認の有無を審査するので、申請書等の提出が完了したことをもって入札参加資格を有していることの確認を保証するものではない。

(3) 申請書等の未提出者及び不備のある申請書等の提出による入札参加制限等

正当な理由がなく申請書等を提出しなかったことにより当該入札が無効となった者及び正当な理由がなく不備のある申請書等を提出したことにより当該入札が無効となった者など入札参加条件を満たしていない者は、当該入札を無効（非確認）とした日の翌日から起算して１か月間、入札に参加できない。ただし、入札参加条件のうち会社の施工実績において、請負金額が本市設計金額の所定割合に満たない場合に限り、当該入札が無効となり、入札参加条件を満たしていない者となるが、入札参加できない取扱いについては適用しないこととする。

また、既に入札に参加していた場合においても、入札に参加できない期間中に入札参加資格確認をする場合又は入札参加資格確認の対象となった場合は、当該入札を無効とする。

※ 「正当な理由」とは、不可抗力その他正当な理由のこと（天災等）であり、勘違い、失念等による場合は正当な理由と認めない。

８ 一般競争入札参加資格の確認結果及び入札結果の通知

入札公表に記載したとおり。

９ 入札保証金及び契約保証金

入札公表に記載したとおり。

契約日までに契約保証金の納付又は金融機関の保証、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）に係る証書の提出をすること。

契約金額が１００万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときは契約保証金を免除する。ただし、変更契約により変更後の契約金額が１００万円以上となる場合には、変更契約締結の日までに、変更後の契約金額の１０分の１以上の契約保証金(現金)の納付が必要となる。

詳細は、広島市ホームページの「契約保証金の納付について」及び「変更契約に係る契約保証金の納付について」のとおり。

10 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、落札者が入札書に記載した金額に、当該金額の１００分の８に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入力し、又は記載すること。

なお、落札者となった者が消費税等に係る免税事業者の場合は、契約書の請負代金額について、消費税等相当額のうち書きを行わないため、落札者は直ちに「免税事業者届出書」（広島市のホームページに掲載）を契約担当課へ提出すること。

(3) 入札の無効

最低制限価格を下回る金額で提出した者の入札、入札公表に示した入札参加条件のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札又は入札に関する諸条件（入札公表、入札説明書及び仕様書並びに諸法規等）に違反した入札は無効とする。

(4) 最低制限価格

設定する。最低制限価格を下回る金額で提出した者の入札は無効とし、再度の入札を行う場合も入札に参加できない。

(5) 入札の回数

入札は３回限りとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の有効な入札がない場合は、入札を打ち切る。

なお、１回目の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った入札者から順に申請書等に基づき入札参加資格の確認を行った上で後日落札者を決定する。この場合において、入札参加資格の確認を受ける入札参加者が、当該開札日時から落札者の決定までの間に広島市建設工事競争入札取扱要綱第２０条の２の規定の次のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札を無効とする。

① 競争入札参加資格の取消事由に該当することとなった場合

② 広島市の指名停止措置を受けた場合

③ 資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

④ 入札参加資格を満たさなくなった場合(建設工事入札取扱要綱第２８条第３号エの規定により選定できない者となった場合において、入札参加資格を有することの確認を受けているときを除く。）及び入札に関する条件に違反することとなった場合

なお、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者が２者以上ある場合は、くじ引により入札参加資格の確認を行う者の順番を決定する。

11 本件工事の施工内容に関する問合せ先

入札公表に記載したとおり。（工事担当課）

12 本件工事の入札手続等に関する問合せ先

入札公表に記載したとおり。（契約担当課）

13 本件工事の施工に当たって

⑴ 本件工事の施工に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市建設工事請負契約約款等の規定を遵守しなければならない。

⑵ 広島市建設工事競争入札取扱要綱第４３条第１項各号に掲げる者が、全ての下請契約等において、その当事者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。

また、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第１項から第５項までに規定する者に該当する事業者又はその役員等のうちに暴力団員等若しくは暴力団関係者がいる事業者が、本件工事を施工するために行う資材、原材料等の売買その他の契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

なお、上記に掲げる事業者が本件工事を施工するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件工事の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。

⑶ 本件工事の施工に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第６項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

14 その他

(1) 入札参加者は、広島市契約規則、広島市建設工事競争入札取扱要綱、広島市建設工事請負契約約款、及び設計図等その他契約条件に従い、入札すること。

(2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。

(3) 設計図等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用しないこと。

(4) 入札参加及び申請書等の作成等に要する費用は申請者（提出者）の負担とする。その他、入札参加者の行為により又は発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められ、入札を中止したときも、同様とする。なお、提出された申請書等は返却しない。

(5) 提出された申請書等に虚偽の記載があった場合には、指名停止措置を行うことがある。

(6) 落札者が決定した後、契約を締結することができなかったとき及び正当な理由なく契約締結をしなかったときは、競争入札参加資格を取り消す（３年間）。

また、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定額の５パーセント）を請求する。

(7) 入札公表後に入札の手続などの誤りにより入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがある。また、開札後においても、発注者の入札手続などの誤りにより、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし、確認対象者の決定を取り消す場合がある。なお、この場合の費用の負担も(4)の場合と同様とする。

これらの中止、訂正等の公表内容は、本協会のホームページ(<http://www.midoriikimono.jp/)の「お知>らせ入札・契約情報」→「入札予報・入札結果　平成２７年度分」→本入札案件の「詳細はこちら」に掲載するので入札前に必ず確認すること。

(8) この入札説明書に記載した「工事費内訳書作成要領」やその他提出すべきもの等については、広島市のホームページのトップページ（http://www.city.hiroshima.lg.jp/）から、「産業・雇用・ビジネス｣→「入札・契約」→「各種様式集」又は「関係規程」へ画面を展開させダウンロードすること。